

2024年6月13日

株主各位

会社名 株式会社ダイドーリミテッド
代表者名 代表取締役社長執行役員 鍋割 宰
コード番号 3205 (東証スタンダード・名証プレミア)
問合せ先 経営管理室室長 日下部 達哉
(TEL: 03-3257-5022)

「第101回定時株主総会招集ご通知」の一部変更について

当社は、「第101回定時株主総会招集ご通知」について電子提供措置を開始しております。その内容の一部については、金融商品取引法第194条、金融商品取引法施行令第36条の2及び36条の3並びに上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（平成15年内閣府令第21号）を踏まえて記載を調整しておりましたが、株主様に対する「第101回定時株主総会招集ご通知」の発送に伴い、下記のとおり変更致しますので、お知らせ致します。

記

1. 変更箇所①：「第101回定時株主総会招集ご通知」目次

変更内容（変更箇所には下線を付しております。）：

| 変 更 前 |
|---------------------------------------|
| <u>株主総会参考書類</u> |
| 変 更 後 |
| <u>議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類および株主総会参考書類</u> |

2. 変更箇所②：「第101回定時株主総会招集ご通知」1頁

変更内容（変更箇所には下線を付しております。）：

| 変 更 前 |
|---|
| <u>議決権行使の方法につきましては、後記4頁から8頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。</u> |
| 変 更 後 |
| <u>なお、当社といたしましては、本招集通知に同封の委任状による議決権行使をお願いしておりますので、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類および株主総会参考書類」をご検討いただき、後記4頁から8頁の「議決権行使についてのご案内」および本招集通知に同封の「委任状による議決権行使のお願い」をご確認のうえ、本招集通知に同封の委任状の必要箇所にご記入・ご押印いただき、議決権行使書用紙とともに返信用封筒にて、2024年6月26日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返信くださいますようお願い申し上げます。</u> |

3. 変更箇所③：「第 101 回定時株主総会招集ご通知」 4 頁「議決権行使についてのご案内」

変更内容（変更箇所には下線を付しております。）：

| 変 更 前 |
|---|
| <p>本株主総会における議案の詳細と当社取締役会の考え方につきましては、後記の 9 頁から 30 頁の「<u>株主総会参考書類</u>」をご参照いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、第 1 号議案、第 2 号議案および第 3 号議案は会社提案、第 4 号議案は株主提案の議案となります。</p> <p>当社取締役会は「第 4 号議案」に反対しております。詳細は後記の 9 頁から 30 頁の「<u>株主総会参考書類</u>」をご参照ください。</p> |
| 変 更 後 |
| <p>本株主総会における議案の詳細と当社取締役会の考え方につきましては、後記の 9 頁から 30 頁の「<u>議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類および株主総会参考書類</u>」をご参照いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、第 1 号議案、第 2 号議案および第 3 号議案は会社提案、第 4 号議案は株主提案の議案となります。</p> <p>当社取締役会は「第 4 号議案」に反対しております。詳細は後記の 9 頁から 30 頁の「<u>議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類および株主総会参考書類</u>」をご参照ください。</p> |

4. 変更箇所④：「第 101 回定時株主総会招集ご通知」 5 頁「委任状による議決権行使をいただく場合」

変更内容（変更箇所には下線を付しております。）：

| 変 更 前 |
|--|
| <p>委任状による議決権行使とは、代理人に対して議決権の行使を委任いただく方法です。</p> <p>委任状により議決権行使される場合、</p> <p>①本招集通知に同封の委任状に日付のご記入、ご署名・ご押印（認印可）をしていただき、②委任状の賛否の表示欄に各議案につき賛否の表示をしていただき、③議決権行使書用紙を切り離さず、議決権行使書用紙とともに、</p> <p>④返信用封筒にて、2024 年 6 月 26 日（水曜日）午後 6 時 30 分までに到着するようご返送ください。</p> <p>※委任状において、各議案につき賛否の表示をされない場合には、白紙委任したものとして取り扱わせていただきます。</p> <p>※署名または押印のある委任状と議決権行使書の双方を返送された場合には、議決権行使書における賛否の表示にかかわらず、委任状（白紙委任を含む）を有効なものとして取り扱わせていただきます。</p> |

変更後

委任状による議決権行使とは、代理人に対して議決権の行使を委任いただく方法です。

委任状の委任先の記入は不要ですので、空欄のままご返送ください。

委任状により議決権行使される場合、

①本招集通知に同封の委任状に日付のご記入、ご署名・ご押印（認印可）をしていただき、②委任状の賛否の表示欄に各議案につき賛否の表示をしていただき、③議決権行使書用紙を切り離さず、議決権行使書用紙とともに、

④返信用封筒にて、2024年6月26日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

※郵便到着まで時間を要しますので、お早めのご返送を心よりお願い申し上げます。

※委任状において、各議案につき賛否の表示をされない場合には、白紙委任したものとして取り扱わせていただきます。

※署名または押印のある委任状と議決権行使書の双方を返送された場合には、議決権行使書における賛否の表示にかかわらず、委任状（白紙委任を含む）を有効なものとして取り扱わせていただきます。

※同封いたしました「委任状による議決権行使のお願い」もご参照ください。

■記入方法のご案内

当社取締役会の意見に賛成した場合

議決権行使書
議決権行使書へのご記入、切り離しは不要です。

委任状
委任状部分にご記入ください。

⑤ 委任先の記入は不要です。空欄のままご返送ください。

④ 議案の賛否には、
会社提案（第1号議案から第3号議案）に【賛】（上の欄）、
株主提案（第4号議案）に【否】（下の欄）に○印をご記入ください。

① 委任状を書いた日付をご記入ください。

② 株主様ご自身のお名前をお書きください。
※法人名義の場合は「会社名と代表者名」の両方をお書きください。

③ ご捺印（認印可）をお願いします。

議決権行使書と委任状を切り離さずに同封の返信用封筒にて当社までご返送いただきますようお願い申し上げます。

▼株主総会の議案内容及び推奨

| 議案 | 賛成 | 反対 | 賛成 | 反対 |
|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 第1号議案 会社提案 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 第2号議案 会社提案 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 第3号議案 会社提案 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 第4号議案 株主提案 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

※会社提案に「反対」の場合には会社提案（第1号議案から第3号議案）の「否」の欄に○印を、株主提案に「賛成」の場合には株主提案（第4号議案）の「賛」の欄に○印を、それぞれ付してください。

5. 変更箇所⑤：「第 101 回定時株主総会招集ご通知」 9 頁

変更内容（変更箇所には下線を付しております。）：

| 変 更 前 |
|---|
| <p style="text-align: center;"><u>株主総会参考書類</u></p> <p><u>議案および参考事項</u> <会社提案（第 1 号議案から第 3 号議案まで）></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> |
| 変 更 後 |
| <p style="text-align: center;"><u>議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類および株主総会参考書類</u></p> <p><u>1. 議決権の代理行使の勧誘者</u> <u>株式会社ダイドーリミテッド 代表取締役社長執行役員 鍋割 宰</u></p> <p><u>2. 議案および参考事項</u> <会社提案（第 1 号議案から第 3 号議案まで）></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> |

以上